

令和6年11月1日

地域包括支援センター 各位
居宅介護支援事業所 各位
介護保険施設 各位

介護保険課認定係

介護サービス計画作成及び福祉サービス提供のための 資料の提示申請（介護予防支援）について

日頃より江戸川区の介護保険事業にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。標記の件につきまして、これまで地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けた居宅介護支援事業所（以下、受託事業者という）による資料の提示申請は受け付けておりませんでした。円滑な介護予防サービス計画作成を目的として、下記のとおり取扱いを変更いたします。

記

1 申請者

介護予防サービス計画作成を目的とした要支援者の資料提示について、受託事業者からの申請を受け付けます。

2 添付書類

受託事業者が要支援者の資料の提示申請をする場合は、三者間（地域包括支援センター、受託事業者、被保険者）の契約書の写しを必ず添付してください。

3 申請書の様式変更

上記に伴い、申請書の様式を一部変更します。主な変更点は以下のとおりです。

- ・様式の統一（介護・介護予防）
- ・要支援者の資料の提示申請をする居宅介護支援事業所の種別欄の追加
- ・添付書類に関する注意書きの変更
- ・被保険者の住所、電話番号欄の削除

4 変更日

令和6年12月2日（変更日以降は新様式をご使用ください）

<問合せ先>

江戸川区福祉部介護保険課認定係
電話 03-5662-0843